

第465回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 6 5 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年9月28日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時25分
- 4 閉会時刻 午前 9時55分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	佐藤金誉	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主 査	榎 本 亮 太
副事務局長	柿 沼 映 生	主 事 補	堀 口 優 衣
副 主 幹	山 崎 明 美		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	河 野 敏 浩		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年9月28日第465回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 小和瀬 康 男

.....

委 員 渡 邊 憲 一

.....

委 員 滝 嶋 嘉 久

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 8 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書に

ついては、合計 4 件、5 筆、690.05 m²である。農地法

第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について

は、合計 10 件、13 筆、2,568.73 m²である。農地

改良届については、合計 6 件、10 筆、3,991 m²である。

農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用

施設届出書については、合計 1 件、1 筆、119 m²である。

農業経営基盤強化促進法による申出書取下願については、

合計 1 件、2 筆、445 m²である。相続税の納税猶予に関す

る 3 年毎の農業継続証明書については、合計 6 件、62 筆、

41,455 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者

についての証明報告書については、合計 1 件、1 筆、960

m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

は、合計 12 件、93 筆、56,001.53 m²である。詳

細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数19件、筆数40筆、
総面積35,237㎡について申出があった。議案説明資料
のとおり、整理番号1番から19番については、農業経営基
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から19番に
ついては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要
件を満たしているため農用地利用集積計画を決定すること
で採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について
原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による農用地利用配分計画（案）
に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数2件、筆数23筆、
総面積18,494.30㎡について意見照会があった。第
2号議案は、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用

配分計画（案）についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることによって採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数3件、筆数4筆、面積2,639㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番、2番について報告する。9月21日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いて

きた。譲受人は、現在 75 歳で、農業従事日数は年間 240 日、約 52 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター 3 台、コンバイン 1 台、農業用自動車 4 台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 1 番、2 番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について報告する。9 月 22 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 65 歳で、農業従事日数は年間 250 日、約 269 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター 3 台、耕耘機 1 台、農業用自動車 7 台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は花きを作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について、譲受人の経営状況は良

好であり、地元の推進委員としては問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数19件、筆数32筆、面積5,984.08㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から19番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から19番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、

農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

令和5年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「本件については、令和5年度の予算編成及び農業施策の推進にあたり、更なる支援の拡充について求めるため、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見するものである。意見書については、本総会での決定後、10月21日に川越市長へ提出する予定である。意見書前文については、別冊1ページにまとめたとおりである。」と説明を行なった。

議長は、意見書前文について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「1 優良農地の保全等の推進のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「1 優良農地の保全等の推進のための支援として、(1) 農業基盤の整備の推進について、(2) 多面的機能支払交付金の活用について、(3) 農地の保全・管理対策について、(4) 遊休農地の発生防止・解消についての4項目

にまとめた。」と説明を行なった。

議長は、「1 優良農地の保全等の推進のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援として、(1) 農道及び農業用水路の整備について、(2) 農業用水の水質保全について、(3) 農業用井戸について、(4) 有害鳥獣対策について、(5) 河川環境の整備についての5項目にまとめた。」との説明を行なった。

議長は、「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善のための支援として、(1) 新規就農等への支援について、(2) 農業用機械や農業用施設の整備に対する助成について、(3) 女性農業者の支援及び育成について、(4) 農業者を対象とする各種研修会について、(5) スマート農業の推進について、(6) 「農業ふれあいセンター」の活用についての6項目にまとめた。なお、(6) 「農業ふれあいセンター」の活用に関しては、具体的な意見があったため、項目を新設している。」との説明を行なった。

議長は、「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「4 その他農業振興のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「4 その他農業振興のための支援として、(1) 川越産農産物の普及について、(2) 学校での農業体験及び給食での川越産農産物の使用について、(3) 農業イベント等の充実について、(4) 川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消(商)」についての4項目にまとめた。」との説明を行なった。

議長は、「4 その他農業振興のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「5 その他」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「5 その他として、(1) 農業委員会及び事務局に対する予算確保及び体制整備について、(2) 災害対策について、(3) 不法投棄の防止について、(4) 農地における野焼きについて、(5) 新型コロナウイルス感染症への対応について、(6) 資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等についての6項目にまとめた。なお、(6) 資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等に関しては、具体的な意見があったため、項目を新設している。」との説明を行なった。

議長は、「5 その他」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため採決に入る旨を告げ賛成の

者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため議案第5号について
原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第465回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和4年10月5日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 小和瀬 康 男

委 員 渡 邊 憲 一

委 員 滝 嶋 嘉 久
